

## II これまでの取組(Before)

### 1 経緯

平成16年2月 国民健康保険団体連合会の介護給付適正化システムの運用開始。

平成16年10月～ 国、都道府県、市町村(保険者)が連携して介護給付の適正化に取り組む「介護給付適正化推進運動」の実施。

### 2 これまで実施してきた主な事業

要介護認定調査の適正化、ケアプランチェック、住宅改修・福祉用具実態調査、医療情報との突合、介護給付費通知等

## III これまでの取組の評価

- 「介護給付適正化推進運動」の展開により、適正化事業の実施率は毎年上がっているが、
  - ・ 適正化事業を全く実施していない保険者が2割近くあること、
  - ・ 都道府県別の実施率にはばらつきが見られるなど、保険者ごとの取組に差があること、
  - ・ 実施している保険者においても、要介護認定調査やケアプランチェックなどの主な事業に取り組んでいる保険者が少ないことといった状況にある。

## IV 適正化に関する制度改正

### 1 要介護認定の適正化関連

- 新規の申請に係る認定調査については、原則として、市町村が実施。

### 2 ケアマネジメント等の適正化関連

- ケアマネジャーについて、更新制、二重指定制の導入、不正ケアマネジャーに対する罰則強化 等
- 住宅改修の事前申請制度、福祉用具販売に係る事業者の指定制度の導入

### 3 介護サービス事業者に対する制度内容の周知・助言及び指導・監査等の適切な実施

- 事業者の指定に関する欠格要件の追加、指定の更新制の導入
- 都道府県の事業者に対する業務改善勧告、業務改善命令など指導監督権限の追加